

鳥取県職員採用試験

（令和 8 年 4 月採用予定 獣医師）

受 験 案 内

◆鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課◆
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎 3 階
電話（0857）26-7034
URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/jinjikikaku/>

1 受付期間、試験日、試験会場

受付期間	随時（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。） ◎ 持参又は郵便若しくは信書便のいずれかで申し込みを行ってください。 ◎ 持参による場合の受付時間 8：30～17：15 土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは閉庁日のため受け付けておりません。 上記の受付日・時間以外に持参されても、受理できません。 【最終受付日】 令和8年1月30日（金）（必着） ※郵便又は信書便による場合は、令和8年1月30日（金）午後5時15分までに到着したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。
試験日及び 試験会場	受験票に記載する日時及び場所 ※応募受付後、試験日程等を決定します。

2 採用予定者数、職務内容、主な配属先

採用予定者数	職務内容	主な配属先
2 名程度	食品・食肉衛生、動物愛護、家畜・家禽の生産振興・伝染病防疫、畜産経営の改善、家畜・家禽の改良・増殖に関する試験研究等及び環境政策全般に関する企画立案・規制・指導・調査・研究等	生活環境部、農林水産部、総合事務所保健所、総合事務所環境建築局、総合事務所農林局、畜産試験場、中小家畜試験場、家畜保健衛生所、衛生環境研究所、食肉衛生検査所等

3 受験資格

- (1) 年齢要件
昭和41年4月2日以降に生まれた人
- (2) 資格・免許等
獣医師法第3条に規定する獣医師免許を有する人又は令和8年4月1日までに取得見込の人
- (3) 国籍
日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和8年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。
・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。
詳しくは、「〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について」をご覧ください。
- (4) 欠格要件
地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

- (1) 獣医師としての職務経験（※）を3年以上有している者

試験種目	配点	内容
経歴評定	100点	職務遂行に必要な経歴、専門性等について評定
人物試験	300点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

(※) 職務経験

- ア 「職務経験」は平成28年4月1日から応募の日までに、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。以下同じ。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、獣医師としての職務であれば、内容は問いません。
- イ 1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ウ 1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等に1年以上継続して就業した場合やグループ会社への転籍や組織再編による社名変更など引き続いて就業している民間企業等と見なせる場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- エ 上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中途中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

- (2) 獣医師としての職務経験がない者又は職務経験が3年未満の者

試験種目	配点	内容
専門試験	100点	必要な専門的知識についての筆記試験
人物試験	300点	個別面接による専門知識・人物についての口述試験

5 採用候補者の決定方法

- (1) 採用候補者
試験には一定の基準があり、基準を満たした者を採用候補者として決定します。
- (2) 証明書等
採用候補者の決定後、採用までに受験資格の確認等のため、各種証明書等（職歴証明書、卒業（修了）証明書、獣医師免許の写し等）を提出していただきます。必要な要件を欠いていることが明ら

かになった場合、又は必要な書類が提出されていない場合は採用されません。

なお、受験申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

6 採用候補者の発表

採用候補者の受験番号を県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示し、併せて鳥取県のホームページ(総務部行政体制整備局人事企画課ホームページ)に掲載するとともに、受験者全員に文書にて通知します。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、次の表のとおり指定の開示場所の窓口で開示を請求することができます。開示の内容は次の表のとおりです。

開示対象 の試験	開示請求が できる者	開示の内容	開示期間	開示場所
採用試験	受験者本人	経歴評定(職務経験を3年以上有する者のみ)、専門試験(職務経験がない者又は職務経験が3年未満の者のみ)、人物試験の得点、合計得点及び順位	採用候補者 発表日から 1月間	鳥取県総務部 行政体制整備局人事企画課 (県庁本庁舎3階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望する受験者は、試験日当日に、110円切手を貼った受取先明記の通知用封筒[長形3号(12.0cm×23.5cm)]を持参してください。試験日当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用時期、給与及び勤務時間等

(1) 採用時期

採用は、原則として令和8年4月1日を予定していますが、採用候補者と調整の上、決定します。

(2) 給与

ア 初任給(月額)

298,600円～311,500円(初任給調整手当(初年度60,000円、20年間支給(支給額は2年目以降通減))が加算された額です。)

※給料は配属先により異なります。

※一定の職歴等がある人は、その経歴に応じて所定の金額が加算されます。

※大学院博士課程修了などの学歴がある人は、これより高い額になります。

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和7年4月1日現在。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

(3) 勤務時間、休日、休暇

ア 勤務時間

午前8時30分から午後5時15分(休憩時間60分)

※勤務場所によって異なる場合があります。

※フレックスタイム制を導入しており、時差勤務も可能です。

イ 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※勤務場所によって異なる場合があります。

ウ 休暇等

年次有給休暇(年間20日。1時間単位で取得可能)、特別休暇(結婚、出産、育児関係、夏季他)、病気休暇など

(4) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙

9 受験申込手続

提出書類	受験申込書 1 部…受験申込書裏面の申込書記載要領をよく読んで、必要事項を記入の上、提出してください（資格証明書等は申込時には不要です。）。 経歴調書 1 部（※獣医師としての職務経験を 3 年以上有している者のみ） 返送用封筒 1 通…受験票を郵便により返送するため、<u>110円切手を貼り、受験票の受取先を明記した封筒〔長形 3 号（12.0cm×23.5cm）〕を併せて提出</u>してください。
申込先	鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 所在地：鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 3 階 電話(0857)26-7034 〔持参により申し込む場合〕 上記へ直接ご持参ください。 〔郵便又は信書便で申し込む場合〕 あて先：〒680-8570 （県庁専用郵便番号のため、郵便の場合は住所の記載は不要です。） 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部行政体制整備局人事企画課 ※封筒の表に赤字で「職員採用試験受験（獣医師）」と記載してください。 ※郵便の場合、簡易書留などによるのが確実です。 （郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。）
受験票の交付	◎受験票は応募のあった都度、試験日程を調整の上、受験者に郵送します。 ◎試験日時、試験場所を記載して返送します。 ◎受験票に記載した試験日時にやむを得ず受験できない場合には、応募は無効となります。再度受験申込の手続を行ってください。

※身体に障がいのある方で、車イス使用など試験時に一定の配慮が必要な場合は、申込時に必ずお知らせください。

10 試験に関する注意事項

- （1）試験当日は、必ず試験開始時刻までに試験会場に入室してください。遅刻者は受験できません。
- （2）受験の際は、受験票及び筆記用具（HB 又は B の鉛筆、消しゴム等）を持参してください。
- （3）試験会場には時計がない場合があります。時計を持参される際は、計算機能等のない計時機能だけのものに限りまので注意してください。なお、受験中は携帯電話の電源を切っていただき、携帯電話及びスマートウォッチを時計として使用することは一切認めません。
- （4）試験会場へは、公共交通機関等を利用してお越しください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、採用試験及び採用に関する事務以外には利用しません。

＜参考＞日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。
〔代表例〕
ア 公権力の行使に該当する業務
 - （1）許可、認可、免許等処分に関する事務（漁業取締、各種許可、建築確認等）
 - （2）報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
 - （3）県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
 - （4）補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
 - （5）審査請求に対する裁決に関する事務
 - （6）そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務
 イ 公の意思形成への参画に携わる職
 本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。
- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就労の制限のない在留の資格を有していない人は採用されません。